

令和2年5月1日

筑波大学在学学生各位

学生担当副学長

佐藤 忍

## 課外活動自粛期間の変更について(要請)

現在、政府において全都道府県を対象とした緊急事態宣言の延長が検討されており、茨城県及びつくば市の緊急事態措置も併せて期間が延長されることが想定されます。<sup>※1</sup>

については、課外活動の自粛期間を5月6日(水)までとしておりましたが、これを当分の間継続しますので、引き続き、期間中は不要・不急の外出を控え、自宅からの外出を伴う課外活動(個人(一人)でのジョギングやストレッチ等の運動を除く。)は行わないよう要請します。

なお、本学の新型コロナウイルス感染拡大防止措置による入構規制に伴い、当面、学内の各施設(課外活動施設・教室・体育施設等)の利用が制限されるものがありますことを申し添えます。

加えて、学生部が管理している課外活動施設等(文サ館、体サ館、課外活動練習施設、開学記念館、虹の広場)の利用停止期間を入構規制緩和まで延長することとします。<sup>※2</sup>

昨今、公園等を使用する際のマナーについて、学外の方から、学生に対して感染拡大防止に関する意識の向上を図ってほしい等のご意見を多数いただいておりますので、学生各位においては、今は「ステイホーム週間」であることを意識し、屋外での運動はマスクを着用して一人で行うことを基本に、感染拡大防止を最優先に生活するようにしてください。

※1 緊急事態宣言に関する公式発表は以下を参照してください。

内閣官房 URL: <https://corona.go.jp/>

茨城県 URL: <https://www.pref.ibaraki.jp/1saigai/2019-ncov/top.html>

つくば市 URL: <https://www.city.tsukuba.lg.jp/>

※2 利用が停止され施錠された施設内に私物等があり、利用停止期間中に取り出したい場合は以下の警備員室に開錠を依頼してください。

・文サ館 → 第一エリア警備員室

・体サ館、課外活動練習施設、開学記念館 → 体芸エリア警備員室